

16 參考資料

[illegible]

太枠内は 1 種

身体障害者障害程度等級表（その二）

級別	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害					
	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
一級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
二級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
三級	心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
四級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
級別	肝臓の機能の障害					
	肝臓機能障害					
一級	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの					
二級						肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
三級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）					
四級	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの					

太枠内は1種

2 知的障がい (愛の手帳) 判定基準

(0～6歳 就学前)

項 目		1度 (最重度)	2度 (重度)	3度 (中度)	4度 (軽度)
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね19以下	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね20から34。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね35から49。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね50から75。
運動	運動機能の発達状況について、右の程度別に判定すること。 0歳から1歳程度の乳幼児で判定不可能なものは「程度不明」とすること。	運動機能がきわめて未発達なため起座も不可能。	運動機能がきわめて未発達なため歩行も不十分。	運動機能の発達が年齢より全般的に未発達。	運動機能の発達はおおむね年齢相応。
社会性	大人、他の乳幼児、児童との接触により対人関係を理解し、集団的行動に加わることのできる能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能。	集団的行動がほとんど不可能。	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。
意思疎通	言語を通しての意思疎通の可能性について、右の程度別に判定すること。 0歳から1歳程度の乳幼児で判定不可能なものは「程度不明」とすること。	言語による意思疎通が全く不可能。	わずかで不完全な単語だけのため、意思疎通が不可能。	言語が未発達のため、意思疎通が一部不可能。	言語を通しての意思疎通が可能。
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要。	特別の保護が必要。	特別の注意が必要。	健康であり、注意を必要としない。
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等についての生活上基本的な能力について、右の程度別に判定すること。	常時、介助及び保護が必要。	部分的介助と常時の監督又は保護が必要。	部分的介助と見守りが必要。	介助や見守りをあまり必要としない。

項 目		1度(最重度)	2度(重度)	3度(中度)	4度(軽度)
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね19以下。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね20から34。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね35から49。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね50から75。
学習能力	知識の習得能力について、右の程度別に判定すること。	簡単な読み、書き、計算も不可能。	簡単な読み、書き、計算でもほとんど不可能。	簡単な読み、書き、計算が部分的に不可能。	簡単な読み、書き、計算がほぼ可能。
作業能力	絵画、制作、その他の作業の能力について、右の程度別に判定すること。	簡単な手伝いなどの作業も不可能。	作業のうち、簡単な手伝いや使いが可能。	指導のもとに作業が可能。	単純な作業が可能。
社会性	対人関係の理解、集団的行動の能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能。	集団的行動がほとんど不可能。	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。
意思疎通	言語及び文字を通しての意思疎通の可能な度合いについて、右の程度別に判定すること。	言語による意思疎通がほとんど不可能。	言語による意思疎通がやや可能。	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能。	日常会話(意思疎通)が可能。また簡単な文字を通した意思疎通が可能。
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要。	特別の保護が必要。	特別の注意が必要。	健康であり、特に注意を必要としない。
日常行動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。	日常行動に支障及び特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要。	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要。	日常行動にたいして支障はないが、配慮が必要。	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない。
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等みずからの身辺生活の処理能力について、右の程度別に判定すること。	身辺生活の処理がほとんど不可能。	身辺生活の処理が部分的に不可能。	身辺生活の処理がおおむね可能。	身辺生活の処理が可能。

項 目		1度(最重度)	2度(重度)	3度(中度)	4度(軽度)
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね19以下。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね20から34。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね35から49。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね50から75。
知的能力	文字や数の理解、物事の判断及び日常生活における教養、娯楽物等の利用能力について、右の程度別に判定すること。	文字や数の理解が不可能。	文字や数の理解がわずかに可能。	表示をある程度理解し簡単な加減ができる。	テレビ、新聞等のある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる。
職業能力	作業能力又は職業としての作業能力の程度について、右の程度別に判定すること。	簡単な手伝いなどの作業も不可能。	簡単な手伝い程度は可能。また、保護的環境であれば単純作業が可能。	助言等があれば、単純作業が可能。	単純作業は可能であるが、時に助言等が必要。
社会性	対人関係の理解、集团的行動の能力、また一般的社会生活の能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能。	集团的行動がほとんど不可能。ただし、個別的な援助があれば限られた範囲での社会生活が可能。	対人関係の理解及び集团的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能。	対人関係の理解及び集团的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能。
意思疎通	言語及び文字を通しての意思疎通の可能な度合いについて、右の程度別に判定すること。	言語による意思疎通がほとんど不可能。	言語による意思疎通がやや可能。	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能。	日常会話(意思疎通)が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能。
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要。	特別の保護が必要。	特別の注意が必要。	健康であり、特に注意を必要としない。
日常行動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。	日常行動に支障及び特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要。	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要。	日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要。	日常生活に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない。
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等みずからの身辺生活の処理能力について、右の程度別に判定すること。	身辺生活の処理がほとんど不可能。	身辺生活の処理が部分的に可能。	身辺生活の処理がおおむね可能。	身辺生活の処理が可能。

3 精神障害者保健福祉手帳等級

障がい等級	精神障がいの状態
1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(精神保健及び精神障害に関する法律施行令 第6条 第3項より抜粋)

4 心身障害者福祉手当（難病医療費助成）の対象疾病一覧表

指定難病（国疾病）	
1 球脊髄性筋萎縮症	55 再発性多発軟骨炎
2 筋萎縮性側索硬化症	56 ベーチェット病
3 脊髄性筋萎縮症	57 特発性拡張型心筋症
4 原発性側索硬化症	58 肥大型心筋症
5 進行性核上性麻痺	59 拘束型心筋症
6 パーキンソン病	60 再生不良性貧血
7 大脳皮質基底核変性症	61 自己免疫性溶血性貧血
8 ハンチントン病	62 発作性夜間ヘモグロビン尿症
9 神経有棘赤血球症	63 特発性血小板減少性紫斑病
10 シャルコー・マリー・トゥース病	64 血栓性血小板減少性紫斑病
11 重症筋無力症	65 原発性免疫不全症候群
12 先天性筋無力症候群	66 IgA 腎症
13 多発性硬化症／視神経脊髄炎	67 多発性嚢胞腎
14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	68 黄色靱帯骨化症
15 封入体筋炎	69 後縦靱帯骨化症
16 クロウ・深瀬症候群	70 広範脊柱管狭窄症
17 多系統萎縮症	71 特発性大腿骨頭壊死症
18 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	72 下垂体性ADH分泌異常症
19 ライソゾーム病	73 下垂体性TSH分泌亢進症
20 副腎白質ジストロフィー	74 下垂体性PRL分泌亢進症
21 ミトコンドリア病	75 クッシング病
22 もやもや病	76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
23 プリオン病	77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
24 亜急性硬化性全脳炎	78 下垂体前葉機能低下症
25 進行性多巣性白質脳症	79 家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
26 HTLV-1関連脊髄症	80 甲状腺ホルモン不応症
27 特発性基底核石灰化症	81 先天性副腎皮質酵素欠損症
28 全身性アミロイドーシス	82 先天性副腎低形成症
29 ウルリッヒ病	83 アジソン病
30 遠位型ミオパチー	84 サルコイドーシス
31 ベスレムミオパチー	85 特発性間質性肺炎
32 自己貪食空胞性ミオパチー	86 肺動脈性肺高血圧症
33 シュワルツ・ヤンペル症候群	87 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
34 神経線維腫症	88 慢性血栓性肺高血圧症
35 天疱瘡	89 リンパ脈管筋腫症
36 表皮水疱症	90 網膜色素変性症
37 膿疱性乾癬（汎発型）	91 バッド・キアリ症候群
38 スティーヴンス・ジョンソン症候群	92 特発性門脈圧亢進症
39 中毒性表皮壊死症	93 原発性胆汁性胆管炎
40 高安動脈炎	94 原発性硬化性胆管炎
41 巨細胞性動脈炎	95 自己免疫性肝炎
42 結節性多発動脈炎	96 クローン病
43 顕微鏡的多発血管炎	97 潰瘍性大腸炎
44 多発血管炎性肉芽腫症	98 好酸球性消化管疾患
45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	99 慢性特発性偽性腸閉塞症
46 悪性関節リウマチ	100 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
47 バージャー病	101 腸管神経節細胞減少症
48 原発性抗リン脂質抗体症候群	102 ルビンシュタイン・テイビ症候群
49 全身性エリテマトーデス	103 CFC症候群
50 皮膚筋炎／多発性筋炎	104 コステロ症候群
51 全身性強皮症	105 チャージ症候群
52 混合性結合組織病	106 クリオピリン関連周期熱症候群
53 シェーグレン症候群	107 若年性特発性関節炎
54 成人発症ステル病	108 TNF受容体関連周期性症候群

指定難病(国疾病)	
109	非典型溶血性尿毒症症候群
110	ブラウ症候群
111	先天性ミオパチー
112	マリネスコ・シェーグレン症候群
113	筋ジストロフィー
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
115	遺伝性周期性四肢麻痺
116	アトピー性脊髄炎
117	脊髄空洞症
118	脊髄髄膜瘤
119	アイザックス症候群
120	遺伝性ジストニア
121	脳内鉄沈着神経変性症
122	脳表ヘモジデリン沈着症
123	HTRA1関連脳小血管病
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
126	ペリー病
127	前頭側頭葉変性症
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症
130	先天性無痛無汗症
131	アレキサンダー病
132	先天性核上性球麻痺
133	メビウス症候群
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
135	アイカルディ症候群
136	片側巨脳症
137	限局性皮質異形成
138	神経細胞移動異常症
139	先天性大脳白質形成不全症
140	ドラベ症候群
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
142	ミオクロニー欠伸てんかん
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
144	レノックス・ガストー症候群
145	ウエスト症候群
146	大田原症候群
147	早期ミオクロニー脳症
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
150	環状20番染色体症候群
151	ラスマッセン脳炎
152	PCDH19関連症候群
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
155	ランドウ・クレフナー症候群
156	レット症候群
157	スタージ・ウェーバー症候群
158	結節性硬化症
159	色素性乾皮症
160	先天性魚鱗癬
161	家族性良性慢性天疱瘡
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
163	特発性後天性全身性無汗症
164	眼皮膚白皮症
165	肥厚性皮膚骨膜炎
166	弾性線維性仮性黄色腫
167	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
168	エーラス・ダンロス症候群
169	メンケス病
170	オクシタル・ホーン症候群
171	ウィルソン病
172	低ホスファターゼ症
173	VATER症候群
174	那須・ハコラ病
175	ウィーバー症候群
176	コフィン・ローリー症候群
177	ジュベール症候群関連疾患
178	モワット・ウィルソン症候群
179	ウィリアムズ症候群
180	ATR-X症候群
181	クルーゾン症候群
182	アペール症候群
183	ファイファー症候群
184	アントレー・ピクスラー症候群
185	コフィン・シリズ症候群
186	ロスムンド・トムソン症候群
187	歌舞伎症候群
188	多脾症候群
189	無脾症候群
190	鰓耳腎症候群
191	ウェルナー症候群
192	コケイン症候群
193	ブラダー・ウィリ症候群
194	ソトス症候群
195	ヌーナン症候群
196	ヤング・シンプソン症候群
197	1p36欠失症候群
198	4p欠失症候群
199	5p欠失症候群
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
201	アンジェルマン症候群
202	スミス・マギニス症候群
203	22q11.2欠失症候群
204	エマヌエル症候群
205	脆弱X症候群関連疾患
206	脆弱X症候群
207	総動脈幹遺残症
208	修正大血管転位症
209	完全大血管転位症
210	単心室症
211	左心低形成症候群
212	三尖弁閉鎖症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
215	ファロー四徴症
216	両大血管右室起始症

指定難病(国疾病)	
217	エプスタイン病
218	アルポート症候群
219	ギャロウェイ・モフト症候群
220	急速進行性糸球体腎炎
221	抗糸球体基底膜腎炎
222	一次性ネフローゼ症候群
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
224	紫斑病性腎炎
225	先天性腎性尿崩症
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)
227	オスラー病
228	閉塞性細気管支炎
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
230	肺胞低換気症候群
231	$\alpha 1$ -アンチトリプシン欠乏症
232	カーニー複合
233	ウォルフラム症候群
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
235	副甲状腺機能低下症
236	偽性副甲状腺機能低下症
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
240	フェニルケトン尿症
241	高チロシン血症1型
242	高チロシン血症2型
243	高チロシン血症3型
244	メーブルシロップ尿症
245	プロピオン酸血症
246	メチルマロン酸血症
247	イソ吉草酸血症
248	グルコーストランスポーター1欠損症
249	グルタル酸血症1型
250	グルタル酸血症2型
251	尿素サイクル異常症
252	リジン尿性蛋白不耐症
253	先天性葉酸吸収不全
254	ボルフィリン症
255	複合カルボキシラーゼ欠損症
256	筋型糖原病
257	肝型糖原病
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
260	シトステロール血症
261	タンジール病
262	原発性高カイロミクロン血症
263	脳髄黄色腫症
264	無 β リポタンパク血症
265	脂肪萎縮症
266	家族性地中海熱
267	高IgD症候群
268	中條・西村症候群
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
270	慢性再発性多発性骨髄炎
271	強直性脊椎炎
272	進行性骨化性線維異形成症
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
274	骨形成不全症
275	タナトフォリック骨異形成症
276	軟骨無形成症
277	リンパ管腫症/ゴーハム病
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
282	先天性赤血球形成異常性貧血
283	後天性赤芽球癆
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
285	ファンconi貧血
286	遺伝性鉄芽球性貧血
287	エプスタイン症候群
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
289	クロンカイト・カナダ症候群
290	非特異性多発性小腸潰瘍症
291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)
292	総排泄腔外反症
293	総排泄腔遺残
294	先天性横隔膜ヘルニア
295	乳幼児肝巨大血管腫
296	胆道閉鎖症
297	アラジール症候群
298	遺伝性腓炎
299	嚢胞性線維症
300	IgG4関連疾患
301	黄斑ジストロフィー
302	レーベル遺伝性視神経症
303	アッシャー症候群
304	若年発症型両側性感音難聴
305	遅発性内リンパ水腫
306	好酸球性副鼻腔炎
307	カナバン病
308	進行性白質脳症
309	進行性ミオクローヌスてんかん
310	先天異常症候群
311	先天性三尖弁狭窄症
312	先天性僧帽弁狭窄症
313	先天性肺静脈狭窄症
314	左肺動脈右肺動脈起始症
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
316	カルニチン回路異常症
317	三頭酵素欠損症
318	シトリン欠損症
319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
321	非ケトーシス型高グリシン血症
322	β -ケトチオラーゼ欠損症
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
324	メチルグルタコン酸尿症

指定難病〔国疾病〕			
325	遺伝性自己炎症疾患	334	脳クレアチン欠乏症候群
326	大理石骨病	335	ネフロン癆
327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	336	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）
328	前眼部形成異常	337	ホモシスチン尿症
329	無虹彩症	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	339	MECP2重複症候群
331	特発性多中心性キャスルマン病	340	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）
332	膠様滴状角膜ジストロフィー	341	TRPV4異常症
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群		

都単独助成対象難病	
1	悪性高血圧
2	母斑症（指定難病の結節性硬化症、スタージ・ウェーバー症候群及びクリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群を除く。）
3	特発性好酸球増多症候群
4	びまん性汎細気管支炎
5	遺伝性QT延長症候群
6	網膜脈絡膜萎縮症
7	骨髄線維症
8	肝内結石症

国の特定疾患治療研究事業対象疾病	
1	スモン
2	プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）

特殊医療費助成対象疾病	
1	先天性血液凝固因子欠乏症等
2	人工透析を必要とする腎不全

※ 令和6年4月1日現在。

なお、平成27年1月の難病法施行による難病医療費助成制度改正（第1次実施分及び第2次実施分）、及び当該制度改正に伴う東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則改正の前から下記の疾病で継続して医療費助成を受けている方（経過措置対象者）については、手当の支給対象となる場合があります。

- ・劇症肝炎
- ・重症急性膵炎
- ・重症多形滲出性紅斑（急性期）
- ・遺伝性（本態性）ニューロパチー
- ・ネフローゼ症候群
- ・ミオトニー症候群
- ・進行性筋ジストロフィー
- ・強直性脊椎炎
- ・先天性ミオパチー
- ・ウィルソン病
- ・脊髄空洞症
- ・母斑症

5 障害者総合支援法等の対象疾病(難病)一覧表 (令和6年4月1日現在)

※ 新たに対象となる疾病(3疾病)

△ 表記が変更された疾病(5疾病)

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	54	家族性良性慢性天疱瘡
2	アイザックス症候群	55	カナバン病
3	IgA腎症	56	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
4	IgG4関連疾患	57	歌舞伎症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	58	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
6	アジソン病	59	カルニチン回路異常症
7	アッシャー症候群	60	加齢黄斑変性 ○
8	アトピー性脊髄炎	61	肝型糖原病
9	アペール症候群	62	間質性膀胱炎(ハンナ型)
10	アミロイドーシス	63	環状20番染色体症候群
11	アラジール症候群	64	関節リウマチ
12	アルポート症候群	65	完全大血管転位症
13	アレキサンダー病	66	眼皮皮膚白皮症
14	アンジェルマン症候群	67	偽性副甲状腺機能低下症
15	アントレー・ピクスラー症候群	68	ギャロウェイ・モフト症候群
16	イソ吉草酸血症	69	急性壊死性脳症 ○
17	一次性ネフローゼ症候群	70	急性網膜壊死 ○
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	71	球脊髄性筋萎縮症
19	1p36欠失症候群	72	急速進行性糸球体腎炎
20	遺伝性自己炎症疾患	73	強直性脊椎炎
21	遺伝性ジストニア	74	巨細胞性動脈炎
22	遺伝性周期性四肢麻痺	75	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
23	遺伝性腭炎	76	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
24	遺伝性鉄芽球形貧血	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
25	ウィーバー症候群	78	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
26	ウィリアムズ症候群	79	筋萎縮性側索硬化症
27	ウィルソン病	80	筋型糖原病
28	ウエスト症候群	81	筋ジストロフィー
29	ウェルナー症候群	82	クッシング病
30	ウォルフラム症候群	83	クリオピリン関連周期熱症候群
31	ウルリッヒ病	84	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
32	HTRA1関連脳小血管病 △	85	クルーゾン症候群
33	HTLV-1関連脊髄症	86	グルコーストランスポーター1欠損症
34	ATR-X症候群	87	グルタル酸血症1型
35	ADH分泌異常症	88	グルタル酸血症2型
36	エーラス・ダンロス症候群	89	クロウ・深瀬症候群
37	エプスタイン症候群	90	クローン病
38	エプスタイン病	91	クロンカイト・カナダ症候群
39	エマヌエル症候群	92	痙攣重積型(二相性)急性脳症
40	MECP2重複症候群 ※	93	結節性硬化症
41	遠位型ミオパチー	94	結節性多発動脈炎
42	円錐角膜 ○	95	血栓性血小板減少性紫斑病
43	黄色靱帯骨化症	96	限局性皮膚異形成
44	黄斑ジストロフィー	97	原発性局所多汗症 ○
45	大田原症候群	98	原発性硬化性胆管炎
46	オクシピタル・ホーン症候群	99	原発性高脂血症
47	オスラー病	100	原発性側索硬化症
48	カーニー複合	101	原発性胆汁性胆管炎
49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	102	原発性免疫不全症候群
50	潰瘍性大腸炎	103	顕微鏡的大腸炎 ○
51	下垂体前葉機能低下症	104	顕微鏡的多発血管炎
52	家族性地中海熱	105	高IgD症候群
53	家族性定βリポタンパク血症1(ホモ接合体)	106	好酸球性消化管疾患

※ 新たに対象となる疾病(3 疾病)
 △ 表記が変更された疾病(5 疾病)
 ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病(29 疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名
107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	161	神経有棘赤血球症
108	好酸球性副鼻腔炎	162	進行性核上性麻痺
109	抗糸球体基底膜腎炎	163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
110	後縦靱帯骨化症	164	進行性骨化性線維異形成症
111	甲状腺ホルモン不応症	165	進行性多巣性白質脳症
112	拘束型心筋症	166	進行性白質脳症
113	高チロシン血症1型	167	進行性ミオクロノスてんかん
114	高チロシン血症2型	168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
115	高チロシン血症3型	169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
116	後天性赤芽球癆	170	スタージ・ウェーバー症候群
117	広範脊柱管狭窄症	171	スティーヴンス・ジョンソン症候群
118	膠様滴状角膜ジストロフィー	172	スミス・マギニス症候群
119	抗リン脂質抗体症候群	173	スモン ○
120	コケイン症候群	174	脆弱X症候群
121	コステロ症候群	175	脆弱X症候群関連疾患
122	骨形成不全症	176	成人発症スチル病 △
123	骨髄異形成症候群 ○	177	成長ホルモン分泌亢進症
124	骨髄線維症 ○	178	脊髄空洞症
125	ゴナドトロピン分泌亢進症	179	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
126	5p欠失症候群	180	脊髄髄膜瘤
127	コフィン・シリス症候群	181	脊髄性筋萎縮症
128	コフィン・ローリー症候群	182	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
129	混合性結合組織病	183	前眼部形成異常
130	鰓耳腎症候群	184	全身性エリテマトーデス
131	再生不良性貧血	185	全身性強皮症
132	サイトメガロウィルス角膜内皮炎 ○	186	先天異常症候群
133	再発性多発軟骨炎	187	先天性横隔膜ヘルニア
134	左心低形成症候群	188	先天性核上性球麻痺
135	サルコイドーシス	189	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
136	三尖弁閉鎖症	190	先天性魚鱗癬
137	三頭酵素欠損症	191	先天性筋無力症候群
138	CFC症候群	192	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
139	シェーグレン症候群	193	先天性三尖弁狭窄症
140	色素性乾皮症	194	先天性腎性尿崩症
141	自己食空腔性ミオパチー	195	先天性赤血球形成異常性貧血
142	自己免疫性肝炎	196	先天性僧帽弁狭窄症
143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	197	先天性大脳白質形成不全症
144	自己免疫性溶血性貧血	198	先天性肺静脈狭窄症
145	四肢形成不全 ○	199	先天性風疹症候群 ○
146	システロール血症	200	先天性副腎低形成症
147	シトリン欠損症	201	先天性副腎皮質酵素欠損症
148	紫斑病性腎炎	202	先天性ミオパチー
149	脂肪萎縮症	203	先天性無痛無汗症
150	若年性突発性関節炎	204	先天性葉酸吸収不全
151	若年性肺炎腫	205	前頭側頭葉変性症
152	シャルコー・マリー・トウス病	206	線毛機能不全症候群(カルタゲナー(Kartagener)症候群を含む。) ※
153	重症筋無力症	207	早期ミオクロニー脳症
154	修正大血管転位症	208	総動脈幹遺残症
155	ジュベール症候群関連疾患	209	総排泄腔遺残
156	シュワルツ・ヤンペル症候群	210	総排泄腔外反症
157	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	211	ソトス症候群
158	神経細胞移動異常症	212	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
159	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	213	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
160	神経線維腫症	214	大脳皮質基底核変性症

※ 新たに対象となる疾病(3疾病)
△ 表記が変更された疾病(5疾病)
○ 障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名
215	大理石骨病	269	バージャー病
216	ダウン症候群 ○	270	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
217	高安動脈炎	271	肺動脈性高血圧症
218	多系統萎縮症	272	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
219	タナトフォリック骨異形成症	273	肺胞低換気症候群
220	多発血管炎性肉芽腫症	274	ハッチンソン・ギルフォード症候群
221	多発性硬化症／視神経脊髄炎	275	バッド・キアリ症候群
222	多発性軟骨性外骨腫症 ○	276	ハンチントン病
223	多発性嚢胞腎	277	汎発性特発性骨増殖症 ○
224	多脾症候群	278	PCDH19関連症候群
225	タンジール病	279	非ケトーシス型高グリシン血症
226	単心室症	280	肥厚性皮膚骨膜炎
227	弾性線維性仮性黄色腫	281	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
228	短腸症候群 ○	282	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
229	胆道閉鎖症	283	肥大型心筋症
230	遅発性内リンパ水腫	284	左肺動脈右肺動脈起始症
231	チャージ症候群	285	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症
232	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群	286	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症
233	中毒性表皮壊死症	287	ビッカースタッフ脳幹脳炎
234	腸管神経節細胞僅少症	288	非典型溶血性尿毒症症候群
235	TRPV4異常症 ※	289	非特異性多発性小腸潰瘍症
236	TSH分泌亢進症	290	皮膚筋炎／多発性筋炎
237	TNF受容体関連周期性症候群	291	びまん性汎細気管支炎 ○
238	低ホスファターゼ症	292	肥満低換気症候群 ○
239	天疱瘡	293	表皮水疱症
240	特発性拡張型心筋症	294	ヒルシュスブルング病(全結腸型または小腸型)
241	特発性間質性肺炎	295	VATER症候群
242	特発性基底核石灰化症	296	ファイファー症候群
243	特発性血小板減少性紫斑病	297	ファロー四徴症
244	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	298	ファンコニ貧血
245	特発性後天性全身性無汗症	299	封入体筋炎
246	特発性大腿骨頭壊死症	300	フェニルケトン尿症
247	特発性多中心性キャッスルマン病	301	フォンタン術後症候群 ○
248	特発性門脈圧亢進症	302	複合カルボキシラーゼ欠損症
249	特発性両側性感音難聴	303	副甲状腺機能低下症
250	突発性難聴 ○	304	副腎白質ジストロフィー
251	ドラベ症候群	305	副腎皮質刺激ホルモン不応症
252	中條・西村症候群	306	ブラウ症候群
253	那須・ハコラ病	307	プラダー・ウィリ症候群
254	軟骨無形成症	308	プリオン病
255	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	309	プロピオン酸血症
256	22q11.2欠失症候群	310	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)
257	乳幼児肝巨大血管腫	311	閉塞性細気管支炎
258	尿素サイクル異常症	312	β-ケトチオラーゼ欠損症
259	ヌーナン症候群	313	ベーチェット病
260	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)／LMX1B関連腎症	314	ベスレムミオパチー
261	ネフロン癆	315	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
262	脳クレアチン欠乏症候群	316	ヘモクロマトーシス ○
263	脳髄黄色腫症	317	ペリー病 △
264	脳内鉄沈着神経変性症(※) △	318	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
265	脳表ヘモジゲリン沈着症	319	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
266	膿疱性乾癬	320	片側巨脳症
267	嚢胞性線維症	321	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
268	パーキンソン病	322	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症

- ※ 新たに対象となる疾病(3 疾病)
 △ 表記が変更された疾病(5 疾病)
 ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病(29 疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名
323	発作性夜間ヘモグロビン尿症	347	薬剤性過敏症症候群 ○
324	ホモシチン尿症	348	ヤング・シンプソン症候群
325	ポルフィリン症	349	慢性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
326	マリネスコ・シェーグレン症候群	350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
327	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群 △	351	4p欠失症候群
328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	352	ライソゾーム病
329	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	353	ラスムッセン脳炎
330	慢性再発性多発性骨髄炎	354	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
331	慢性膀胱炎 ○	355	ランドウ・クレフナー症候群
332	慢性突発性偽性腸閉塞症	356	リジン尿性蛋白不耐症
333	ミオクロニー欠伸てんかん	357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
334	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	358	両大血管右室起始症
335	ミトコンドリア病	359	リンパ管腫症／ゴーハム病
336	無虹彩症	360	リンパ脈管筋腫症
337	無脾症候群	361	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
338	無βリポタンパク血症	362	ルビンシュタイン・ティビ症候群
339	メーブルシロップ尿症	363	レーベル遺伝性視神経症
340	メチルグルタコン酸尿症	364	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
341	メチルマロン酸血症	365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
342	メビウス症候群	366	レット症候群
343	メンケス病	367	レノックス・ガストー症候群
344	網膜色素変性症	368	ロスムンド・トムソン症候群
345	もやもや病	369	肋骨異常を伴う先天性側弯症
346	モワット・ウイルソン症候群		

- (※) 旧対象疾病番号159(神経フェリチン症)は対象疾病番号264(脳内鉄沈着神経変性症)に統合。
 (※) 一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されておりません。
 各疾病の詳細については難病情報センターのホームページ(<https://www.nanbyou.or.jp/>)等を参照ください。

6 補装具給付一覧表

障がい別	種 目
視覚障がい者 (児)	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡等
聴覚障がい者 (児)	補聴器、人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る)
肢体不自由者 (児)	義手、義足、上肢装具、下肢装具、体幹装具 歩行器＊ 車椅子＊、電動車椅子＊ 歩行補助つえ＊ 姿勢保持装置、重度障害者用意思伝達装置
肢体不自由児	姿勢保持椅子、起立保持具、頭部保持具 排便補助具
内部障がい者 (児)	車椅子＊
難 病 患 者	車椅子＊、電動車椅子＊ 歩行器＊ 重度障害者用意思伝達装置 靴型装具 等

＊印は、介護保険との共通品目である用具です。

7 日常生活用具一覧表

※福祉電話は貸与、その他の種目は給付となります。

種別	種目	対象者の要件	性能及び内容	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	浴槽 (湯沸器含む)	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のものの	浴槽は実用水量150リットル以上のもの。湯沸器は水温25℃上昇させたとき毎分10リットル以上給湯でき、安全性について配慮され、浴槽の性能に応じたもの	浴槽湯沸器 同時給付 141,200 浴槽 58,300 湯沸器 104,900	8年
	入浴担架	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のものの(入浴に当たって、家族等他人の介助を要するものに限る。)	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	和式 133,900 洋式 82,400	5年 ただし、障害児は3年
	特殊マット	① 原則として3歳以上の知的障害者(児)であって、障害の程度が最重度又は重度のもの ② 原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のものの ③ 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級のものの(常時介護を要する者に限る。) ④ 難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの	じょくそう防止又は失禁による汚染若しくは損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等を加工したもの	94,276	5年
	特殊寝台	① 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のものの ② 難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	162,800	8年
	体位変換器	① 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のものの(下着交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とする者に限る。) ② 難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの	介護者が、障害者(児)、難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5年

種別	種目	対象者の要件	性能及び内容	基準額	耐用年数
介護訓練支援用具	特殊尿器	① 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級のもの(常時介護を要する者に限る。) ② 難病患者等であって、自力で排尿できないもの	尿が自動的に吸引されるもので障害者(児)、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	154,500	5年
介護・訓練支援用具	介護者用バギー	原則として学齢児以上の知的障害者(児)であって、移動等において介助を必要とするもの	原則として介助者が押して駆動するもの	60,750	6年
	移動用リフト	① 原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの ② 難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害のあるもの	介護者が、障害者(児)、難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの(天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。)	257,500	4年
	訓練いす	原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	33,100	5年
	訓練用ベッド	難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害のあるもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	① 原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢又は体幹機能障害者(児)で、入浴に介助を必要とするもの ② 難病患者等であって、入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8年
	便器	① 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの ② 難病患者等であって、常時介護を要するもの	手すりのついた腰かけ式のもので、障害者(児)、難病患者等が容易に使用し得るもの(取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	16,500	8年
	特殊便器	① 原則として学齢児以上の知的障害者(児)であって、障害の程度が最重度又は重度の自ら排便の処理が困難なもの ② 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、上肢障害の程度が1級又は2級のもの ③ 難病患者等であって、上肢機能に障害のあるもの	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害者(児)を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの(取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	151,200	8年

種別	種目	対象者の要件	性能及び内容	基準額	耐用年数
自立生活支援用具	頭部保護帽	① 知的障害者(児)であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの ② 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、平行機能又は下肢若しくは体幹の機能障害等による転倒の危険性が高いもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	既製品 12,160 注文製作品 36,750	3年
	歩行支援用具	① 原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有するもので、家庭内の移動等において介助を必要とするもの ② 難病患者等であって、下肢が不自由なもの	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの(設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	60,000	8年
	歩行補助つえ	下肢又は体幹機能障害者	木材又は軽金属を主体とする十分な強度を有するもの(一本つえに限る。)	4,410	1年
	三輪自転車	脳原性運動機能障害により、身体障害者手帳の交付を受けた者であって、その障害の程度が3級以上のもの(障害が重く使用困難と認められるものは除く。)	身体に障害があるものが利用できるように製造された身体障害者用三輪自転車	162,740	—
	自動消火装置	火災発生の感知及び避難が著しく困難な次のいずれかに該当する者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者 ① 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、その障害の程度が1級又は2級のもの ② 知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度のもの ③ 難病患者等	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	28,700	8年
	火災警報器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な次のいずれかに該当する者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者 ① 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、その障害の程度が1級又は2級のもの ② 知的障害者(児)であって、障害の程度が最重度又は重度のもの	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500 (2個まで 給付可能)	8年

種別	種目	対象者の要件	性能及び内容	基準額	耐用年数
自立生活支援用具	ガス安全システム	① 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、喉頭摘出等により臭覚機能を喪失したもの（喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。） ② 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級のもの（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。）	警報器からの遮断信号、ガスの異常使用及び地震時等にガスを自動的に遮断できるもの	42,200	8年
	電磁調理器	① 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの ② 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、上肢障害の程度が1級又は2級のもの ③ 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級のもの （①、②及び③のいずれも、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。） ④ 18歳以上の知的障害者で、障害の程度が最重度又は重度のもの	障害者が容易に使用し得るもの	41,000	6年
	携帯用信号装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、聴覚又は音声、言語機能障害の程度が3級以上のもの	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの	20,200	6年
	屋内信号装置	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、聴覚障害の程度が2級のもの（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に属するものに限る。）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10年
在宅療養等支援用具	体重計	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	18,000	5年
	音声式体温計	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	9,000	5年
	空気清浄器	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、呼吸器機能障害の程度が3級以上のもの	障害者が容易に使用し得るもの	33,800	6年

種別	種目	対象者の要件	性能及び内容	基準額	耐用年数
在宅療養等支援用具	透析液加温器	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、人工透析を必要とするもの(自己連続携帯式腹膜灌流法による透析療法を行う者に限る。)	自己連続式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの	72,100	5年
	ルームクーラー	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、頸髄損傷等により体温調節機能を喪失したもの(医師により、体温調節機能を喪失したものと認められた者に限る。)	障害者が容易に使用し得るもの	172,100	6年
	動脈血中酸素飽和測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器を使用し、次のいずれかに該当するもの ① 呼吸器機能障害の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害者(児)が必要と認められるもの ② 難病患者等又は医療的ケア児等であって、呼吸器機能に障害のあるもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者(児)、難病患者等、医療的ケア児等又は介護者が容易に使用し得るもの	157,500	5年
	電気式たん吸引器	① 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、呼吸器機能障害の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害者(児)が必要と認められるもの ② 難病患者等又は医療的ケア児等であって、呼吸器機能に障害のあるもの	障害者(児)、難病患者等、医療的ケア児等又は介護者が容易に使用し得るもの	56,400	5年
	ネブライザー(吸入器)	① 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、呼吸器機能障害の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害者(児)が必要と認められるもの ② 難病患者等又は医療的ケア児等であって、呼吸器機能に障害のあるもの	障害者(児)、難病患者等、医療的ケア児等又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000	5年
	酸素吸入装置	原則として18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、呼吸器機能障害の程度が原則として3級以上のもの(医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しない者であって、医師により酸素吸入装置の使用を認められたものに限る。)	酸素ボンベ、スタンド及び吸入マスクを一体とするもの	46,400	10年
	酸素ボンベ運搬車	原則として18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、呼吸器機能障害の程度が原則として3級以上のもの(医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている者及び本制度による酸素吸入装置の給付を受けた者に限る。)	障害者が容易に使用し得るもの	17,000	10年

種別	種目	対象者の要件	性能及び内容	基準額	耐用年数
在宅療養等支援用具	正弦波インバーター発電機	人工呼吸器を使用し、災害時個別支援計画を策定している者(児)であって、次のいずれかに該当するもの ① 呼吸器機能障害の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害者(児)が必要と認められるもの ② 難病患者等又は医療的ケア児等で呼吸器機能に障害のあるもの (ただし、東京都在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業の対象者は除く。)	障害者(児)、難病患者等、医療的ケア児等又は介護者が容易に使用し得るもので、ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850W以上のもの	212,000	6年
	ポータブル電源(蓄電池)	人工呼吸器を使用し、災害時個別支援計画を策定している者(児)であって、次のいずれかに該当するもの ① 呼吸器機能障害の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害者(児)が必要と認められるもの ② 難病患者等又は医療的ケア児等で呼吸器機能に障害のあるもの (ただし、東京都在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業の対象者は除く。)	障害者(児)、難病患者等、医療的ケア児等又は介護者が容易に使用し得るもので、運搬可能な蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの	104,000	6年
	DC/ACインバーター(カーインバーター)	人工呼吸器を使用し、災害時個別支援計画を策定している者(児)であって、次のいずれかに該当するもの ① 呼吸器機能障害の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害者(児)が必要と認められるもの ② 難病患者等又は医療的ケア児等で呼吸器機能に障害のあるもの	障害者(児)、難病患者等、医療的ケア児等又は介護者が容易に使用し得るもので、自動車用バッテリー等の直流電源(DC)を正弦波交流電源(AC)に変換する装置で、定格出力が300W以上のもの	40,000	6年
情報・意思疎通支援用具	人工喉頭	喉頭摘出者	[笛式] 呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	5,250	4年
			[電動式] 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	73,605	5年
	人工鼻	喉頭摘出者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用するもの	常時埋込型の人工喉頭を使用して発声するために必要な消耗品一式	1月当たり 23,760	—

種別	種目	対象者の要件	性能及び内容	基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、音声機能若しくは言語機能障害者(児)又は肢体不自由者(児)で音声言語の著しい障害を有するもの	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るもの	285,000	5年
	視覚障害者用拡大読書器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読み取りたいもの(印刷物等)の上に置くことで簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに写し出せるもの	198,000	8年
	ポータブルレコーダー	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のものの(既にテープレコーダーの給付を受け、給付日より2年に満たない者は、原則として対象外とする。)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	85,000	6年
	時計	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、視覚障害の程度が1級又は2級のものの	視覚障害者が容易に使用し得るもの	13,300	10年
	音響案内装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、視覚障害の程度が1級又は2級のものの(2級の者は、送信機のものに限る。)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。送信機は、「歩行時間延長信号機用小型送信機」のこと。	1級 51,000 2級 7,000	10年
	点字図書	原則として学齢児以上の視覚障害者(児)であって、主に情報の入手を点字によっているもの	月刊、週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。	一般図書の購入相当額を除く。	—
	点字器	視覚障害者	[標準型] 32マス18行、両面書プラスチック製	A 10,920 B 6,940	7年
			[携帯用] 32マス4行、片面書プラスチック製	A 7,560 B 1,732	5年
	点字タイプライター	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、視覚障害の程度が1級又は2級のものの(本人が就労し、若しくは就学し、又は就労が見込まれている者に限る。)	視覚障害者(児)が容易に操作できるもの	63,100	5年
	点字ディスプレイ	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、視覚障害の程度が1級又は2級のものの	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	383,500	6年

種別	種目	対象者の要件	性能及び内容	基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	活字文書読上げ装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	通常の文字文書を読み取るもの 198,000 SPコード等、文字情報を暗号化した情報を読み取るもの 99,800	6年
	聴覚障害者用通信装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、聴覚又は音声、言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり障害者が容易に使用し得るもの	71,000	5年
	フラッシュベル	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、聴覚又は音声、言語機能障害の程度が3級以上のもの	障害者(児)が容易に使用し得るもの	12,400	10年
	情報受信装置	聴覚障害者(児)で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	88,900	6年
	会議用拡聴器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、聴覚障害の程度が4級以上のもの	障害者(児)が容易に使用し得るもの	38,200	6年
	情報通信支援用具	① 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、上肢機能障害の程度が1級又は2級のものの ② 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの	障害者(児)が容易に使用できるもの	100,000	6年
	音声ICタグレコーダー	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの(視覚障害の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	専用の読み取り装置で読み取ることによりICタグに録音された情報を音声で知らせるもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	20,390	6年

種別	種目	対象者の要件	性能及び内容	基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	福祉電話	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた難聴者又は外出困難な者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、前年分の所得税が非課税の世帯に限る。）	障害者が容易に使用し得るもの	（貸与）	—
排泄・管理・支援用具	ストーマ用装具	① 直腸又はぼうこうの機能に障害を有する者であって、ストーマを造設しているもの ② 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、二分脊椎等の神経系の障害により、排尿又は排便の際に紙おむつ等の用具類を必要とするもの	① 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋及び造設口の衛生処理に要する装具 ② 紙おむつ及び衛生処理に要する装具	消化器系 1月当たり 8,858 尿路系 1月当たり 11,639 紙おむつ 1月当たり 12,000	—
	収尿器	高度の排尿機能障害者	〔男子用〕 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。 ラテックス製又はゴム製 A 普通型 B 簡易型	A 8,085 B 5,985	1 年
			〔女子用〕 A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付き	A 8,925 B 6,195	1 年
小規模住宅改修	居宅生活動作補助用具	① 学齢児以上65歳未満で、下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上の者及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者（特殊便器への取替えにあっては、上肢障害2級以上の者） ② 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のあるもの	障害者（児）、難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000	—

8 所得限度額

(1) 障がい者本人に給付する手当の所得制限基準額と給付額 (障害者福祉課)

制 度	所得者 扶養者数	手当月額(円)	本人の所得限度額(千円)					配偶者または扶養義務者の所得限度額(千円)				
			0人	1人	2人	3人	4人	0人	1人	2人	3人	4人
特別障害者手当等(国)												
特別障害者手当		27,980										
障害児福祉手当		15,220	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	6,287	6,536	6,749	6,942	7,175
経過的福祉手当		15,220										
心身障害者福祉手当(区)								本人の所得限度額に同じ(本人20歳未満の場合)				
身1・2、愛1～3、難病、脳性まひ、筋萎縮		15,500	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124					
身障手帳3級、愛の手帳4度		9,500										
重度心身障害者手当(都)		60,000	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124					

(2) 児童を養育する父母または養育者に給付する手当の所得制限限度額と給付額 (子ども家庭部子育て支援課)

制 度	所得者 扶養者数	手当月額(円)	本人の所得限度額(千円)					配偶者または扶養義務者の所得限度額(千円)				
			0人	1人	2人	3人	4人	0人	1人	2人	3人	4人
特別児童扶養手当	1級	55,350	4,596	4,976	5,356	5,736	6,116	6,287	6,536	6,749	6,962	7,175
	2級	36,860										
児童扶養手当	全部支給	45,500	490	870	1,250	1,630	2,010	2,360	2,740	3,120	3,500	3,880
	一部支給	45,490～10,740	1,920	2,300	2,680	3,060	3,440					
児童育成手当	(障害手当)	15,500	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124					
	(育成手当)	13,500										

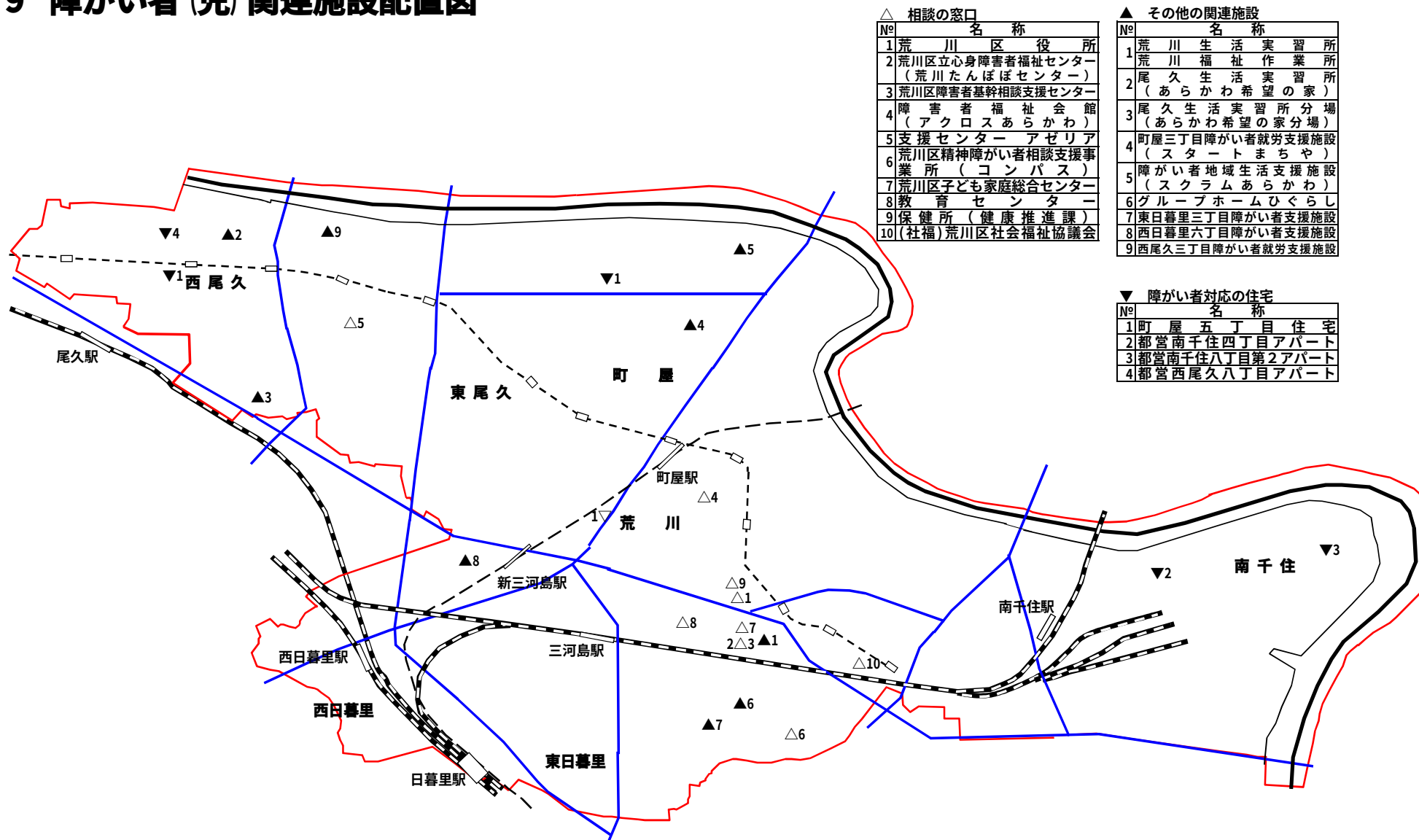
(3) 障がい者本人に助成する医療費の所得制限基準額 (障害者福祉課)

制 度	所得者 扶養者数	手当月額(円)	本人の所得限度額(千円)					※20歳未満の場合、国保は世帯主、社保は被保険者
			0人	1人	2人	3人	4人	
心身障害者医療費助成(マル障)		——	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	

(4) 20歳前の傷病による障害基礎年金の年金額と所得制限額(国保年金課)

制 度	所得者 扶養者数	年金額(円)	本人の所得制限額(千円)					
			0人	1人	2人	3人	4人	
障害基礎年金	1級	1,020,000(68歳以下)	2分の1 支給停止	3,704	4,084	4,464	4,844	5,224
		1,017,125(69歳以上)						
	2級	816,000(68歳以下)	全 額 支給停止	4,721	5,101	5,481	5,861	6,241
		813,700(69歳以上)						

9 障がい者(児) 関連施設配置図



10 荒川区内の障がい者(児)施設

スクラムあらかわ

障害福祉サービス(グループホーム、短期入所)や地域生活支援事業(地域活動支援センター、日中一時支援事業、施設入浴、移動支援事業(車両移送型)、相談支援事業)を行う複合施設です。

所在地 町屋6-28-13

電話 6240-8855、8856 FAX 6240-8857

区立心身障害者福祉センター(荒川たんぽぽセンター)

心身障がい者から相談を受け、様々なサービスを提供する施設です。障がいに関する相談(ピアカウンセリング)、児童福祉法による児童発達支援、身体障がい者対象の機能訓練事業を行っています。

所在地 荒川1-53-20

電話 3891-6824 FAX 3807-8483

荒川区障害者基幹相談支援センター

障がいに関する相談支援の拠点として、総合的・専門的な相談に応じています。区内の相談支援事業者に対して専門的な指導・助言を行うなど、地域における支援のネットワークづくりを進めています。

所在地 荒川1-53-20 2階

電話 3801-8060 FAX 3801-8061

区立障害者福祉会館(アクロスあらかわ)

障がい者に配慮した多目的ホールや会議室等の貸出、各種講座イベントの開催等を行います。また、インターネットスポットを設置し、障がい者のためのITを啓発します。

所在地 荒川2-57-8

電話 3803-6221 FAX 3803-6222 相談専用電話 3803-6288

区立精神障害者地域生活支援センター(支援センター アゼリア)

心の病を持ちながら地域で生活している方を対象に、その日常生活を支援したり、相談にのったり、地域交流活動などを行い、精神障がい者の社会復帰と自立と社会参加の促進を図ります。

所在地 東尾久5-45-11

電話 3819-2343 FAX 3819-2312

荒川区精神障がい者相談支援事業所(コンパス)

心に不安を抱えている方やそのご家族を対象とした相談支援事業所です。面接・電話・訪問により、障害者福祉サービスの利用相談、専門機関の紹介他、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けるために必要な支援を行います。

所在地 東日暮里 3-43-12 K・フラット101

電 話 6806-5322

FAX 6806-6777

指定特定相談支援事業所

障がい者(児)が地域で生活していくために必要となるサービス等を、どのように利用していくのかなどをご本人、ご家族等からお話を伺いながら、ご本人らしい生活を送るための計画を作ります。

- 区立心身障害者福祉センター(障害児相談支援事業所) ※対象 ☐児 (未就学児のみ)

所在地 荒川 1-53-20

電 話 3891-6829

FAX 3807-8483

- 区立精神障害者地域生活支援センター(支援センター アゼリア) ※対象 ☐精 ☐児

所在地 東尾久 5-45-11

電 話 3819-2343

FAX 3819-2312

- 区立障害者福祉会館(アクロスあらかわ) ※対象 ☐身 ☐知 ☐児

所在地 荒川 2-57-8

電 話 3803-6288

FAX 3803-6222

- ソラティオ23 ※対象 ☐身 ☐知 ☐精 ☐児

所在地 南千住 2-8-6

電 話 3801-7227

FAX 6806-6777

- 宮本相談支援センター ※対象 ☐身 ☐知 ☐精 ☐児

所在地 町屋 2-14-9-101

電 話 5692-1610

FAX 3809-7889

- トラム相談支援事業所 ※対象 ☐身 ☐知 ☐児

所在地 荒川 6-64-9-201

電 話 5855-2087

FAX 6413-1877

- 荒川自立支援センター ※対象 ☐児

所在地 西日暮里 6-23-5 光ビル1階

電 話 6806-5249

FAX 6806-5218

- オフィスサプライ相談支援事業所 ※対象 ☐身 ☐知 ☐精

所在地 東日暮里2-45-12

電 話 5615-2745

FAX 5615-2746

○相談支援事業所荒川愛恵苑 ※対象 **精**

所在地 西尾久7-50-6

電 話 3894-4100

FAX 3800-8765

○おぐの相談室 ※対象 **身 知 精 児**

所在地 西尾久5-9-7 リード西尾久104

電 話 080-9814-4435

FAX 4500-7255

作業所(就労継続支援A型)

一般企業での就労が困難な18歳以上の心身障がい者に対し、雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

○カフェフレンド

所在地 南千住7-26-2

電 話 5615-2101

FAX 5615-2101

○オフィスサプライ東京

所在地 西尾久5-20-18

電 話 6240-8944

FAX 6240-8945

作業所(就労継続支援B型)

一般企業での就労が困難な18歳以上の心身障がい者に対し、通所により生活指導及び作業指導を行いながら、自立を促します。

○就労支援事業所スカイあらかわ プレ

所在地 西日暮里5-2-20 サンリバー西日暮里102

電 話 6240-8770

FAX 5604-5520

○オフィスサプライ西尾久

所在地 西尾久4-27-5

電 話 6807-6259

FAX 6807-6269

○オフィスサプライ東京

所在地 西尾久5-20-18

電 話 6240-8944

FAX 6240-8945

○区立荒川福祉作業所

所在地 荒川1-53-9

電 話 3807-3442 FAX 3891-6826

○小台橋あさがお

所在地 西尾久3-12-12

電 話 6806-6872 FAX 6806-6873

○町屋あさがお

所在地 町屋3-28-2 スタートまちや2階・3階

電 話 3810-3900 FAX 3810-3900

○荒川ひまわり

所在地 荒川1-17-3 カーサカガヤ103

電 話 3891-0507 FAX 3891-4066

○荒川ひまわり第2

所在地 東尾久3-20-10 ベルメゾンエス2階

電 話 3895-6149 FAX 3895-6149

○ワン・ステップ

所在地 東日暮里1-10-4

電 話 6458-3232 FAX 3891-4336

○ワークハウス荒川

所在地 西尾久7-50-6 三博ビル1階

電 話 3894-4100 FAX 3800-8765

○ワークハウス荒川 第2

所在地 西尾久7-51-7

電 話 3894-4100 FAX 3800-8765

○studio753

所在地 東日暮里6-22-13

電話 6806-7534 (FAX なし)

○よつばのわ

所在地 西日暮里1-37-12 アイウエストビル1階

電 話 5615-2457 FAX 5615-2458

○サポートワークスタンバイ

所在地 東尾久5-12-10 グランコート東尾久2C

電 話 6807-9018 FAX 6807-9019

○こすもす日暮里

所在地 東日暮里5-41-12 日暮里コミュニティビル2階

電 話 5615-2541 FAX 5615-2542

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

○区立荒川福祉作業所

所在地 荒川1-53-9

電 話 3807-3442 FAX 3891-6826

○アルファ日暮里駅前

所在地 西日暮里2-21-1 MC88ビル 2階

電 話 6807-8752 FAX 6807-8762

○ディーキャリア西日暮里オフィス

所在地 西日暮里6-47-8 サンライズ21 3階

電 話 6807-7792 FAX 6807-7793

○Cocorport 日暮里 office

所在地 西日暮里2-49-5 光芸芸社ビル1階

電 話 6806-7963 FAX 6806-7964

○LITALICO ワークス日暮里

所在地 西日暮里2-26-9 日暮里STビル5階

電 話 5615-5525 FAX 5615-5526

就労定着支援

一般企業等に移行した方の就労の継続を図るため、企業・自宅への訪問や来所による連絡調整、指導・助言等を行います。

○カフェフレンド

所在地 南千住7-26-2

電 話 5615-2101 FAX 5615-2101

○荒川ひまわり(ジョブサポート)

所在地 荒川1-17-3 カーサカガヤ103

電 話 3891-0507 FAX 3891-4066

○アルファ日暮里駅前

所在地 西日暮里2-21-1 MC88ビル 2階

電 話 6807-8752 FAX 6807-8762

生活介護(生活実習所)

18歳以上の知的障がい者を対象に、通所による生活訓練・作業訓練などを行って、日々の生活を充実させ、社会参加の促進を図ります。

○区立尾久生活実習所(あらかわ希望の家)

所在地 西尾久6-17-3

電 話 3894-2263 FAX 3894-2262

○区立尾久生活実習所分場(あらかわ希望の家分場)

所在地 西尾久4-6-4

電 話 5901-3207 FAX 3810-2280

○区立荒川生活実習所

所在地 荒川1-53-9

電 話 3891-6915 FAX 3891-6826

○作業所ボンエルフ

所在地 東日暮里3-8-16 3階

電 話 3806-9424 FAX 5615-2213

○療養通所それいゆ

所在地 東尾久3-19-6

電 話 6458-2890 FAX 5855-3745

自立訓練(生活訓練)

一般企業での就労が困難な18歳以上の心身障がい者に対し、通所により生活指導及び作業指導を行いながら、自立を促します。

○荒川愛恵苑

所在地 西尾久7-50-6 三博ビル

電 話 3894-4100 FAX 3800-8765

○ワン・ステップ

所在地 東日暮里1-10-4

電 話 6458-3232 FAX 3891-4336

○イーハトーブ荒川

所在地 西尾久7-19-5 レイラビル2階

電 話 6458-2217 FAX 6458-2237

宿泊型自立訓練

独立して生活することが困難な精神障がい者に対し、生活の場を提供し、生活指導を行い、社会復帰を目指します。

○荒川愛恵苑

所在地 西尾久7-50-6 三博ビル

電 話 3894-4100 FAX 3800-8765

グループホーム

就労もしくは通所施設等を利用している心身障がい者の地域社会での自立を援助し、生活の場を提供し、日常生活における援護及び指導をしています。

○あんさんぶるミモザ尾久

所在地 東尾久3-14-2

電 話 6807-6633 FAX 6807-6633

○グループホームそれいゆ 壱号館

所在地 東尾久3-19-6

電 話 6458-2774 FAX 5855-3745

○グループホームそれいゆ 弐号館

所在地 東尾久5-36-12

電 話 6458-2774 FAX 5855-3745

○グループホームピース

所在地 東日暮里1-21-4

電 話 5604-9260 FAX 5604-9260

○グループホームひぐらし ユニット1

所在地 東日暮里2-45-12

電 話 5615-2745 FAX 5615-2746

○グループホームひぐらし ユニット2

所在地 東日暮里2-45-12

電 話 5615-2745 FAX 5615-2746

○東日暮里ハイツ

所在地 東日暮里 3-23-3

電 話 3806-5442 FAX 3806-5442

○町屋生活寮

所在地 町屋 2-7-3

電 話 3819-1525 FAX 3819-1525

○グループホームももの木

所在地 町屋 3-28-4

電 話 6807-6305 FAX 6807-6305

○スクラムあらかわ 第一ユニット

所在地 町屋 6-28-13

電 話 6240-8855 FAX 6240-8857

○スクラムあらかわ 第二ユニット

所在地 町屋 6-28-13

電 話 6240-8855 FAX 6240-8857

○グループホームもみの木

所在地 町屋 8-12-11 須賀ビル 401、503、504、604

電 話 6807-8350 FAX 6807-8350

○障がい者グループホームわおん荒川

所在地 荒川 5-23-1

電 話 6458-2502 FAX 6458-2503

○オグハウス

所在地 西尾久 6-14-5

電 話 6807-8277 FAX 6807-8277

○グループホームわとな西日暮里

所在地 西日暮里 1-15-4

電 話 5615-2713

○クライスハイム西日暮里Ⅰ

電 話 5604-9776 FAX 5604-9778

○クライスハイム西日暮里Ⅱ

電 話 5604-9776 FAX 5604-9778

○クライスハイム西日暮里Ⅲ

電 話 5604-9776 FAX 5604-9778

○クライスハイム西日暮里Ⅳ

電 話 5604-9776 FAX 5604-9778

○ホームとらむ

電 話 3810-5166 FAX 3810-5166

○ふるさとホーム荒川第2

電 話 3894-4100 FAX 3800-8765

○ふるさとホーム荒川第5

電 話 3894-4100 FAX 3800-8765

○グループホームゆい

電 話 6458-2815 FAX 6458-2815

○グループホームゆいⅡ

電 話 6807-7749 FAX 6807-7749

○スノードロップⅠ・Ⅱ

電 話 6458-3831 FAX 6458-3861

○スノードロップⅢ

○オフィスサプライ西尾久 壱番館

電 話 6240-8944 FAX 6240-8945

○オフィスサプライ貳番館

電 話 6240-8944 FAX 6240-8945

○やわら

○ドリームハウスキャット南千住

電 話 5875-6613 FAX 5875-6613

福祉ホーム

一定の自活能力はあるが、住宅の確保が困難な者に生活の場を提供することで社会復帰を促進します。

○ダルクホーム

所在地 東日暮里3-10-6

電 話 3807-9978 FAX 3803-0509

短期入所施設

介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設等で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

○薫風庵

所在地 西尾久7-50-6 三博ビル

電 話 3894-4100 FAX 3800-8765

○スクラムあらかわ

所在地 町屋6-28-13

電 話 6240-8855・8856 FAX 6240-8857

児童発達支援施設

主に未就学児の日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

○スマイルスイッチON

所在地 東日暮里6-45-3 ハイウエストビル2階

電 話 6806-8028 FAX 6806-8029

○区立心身障害者福祉センター (荒川たんぽぽセンター)

所在地 荒川1-53-20

電 話 3891-6824 FAX 3807-8483

○アトリエ LOP

所在地 荒川4-8-1-101 アルビオン宮地

電 話 6458-3270 FAX 6458-3273

○るんるんキッズ ハート

所在地 西尾久8-42-2

電 話 6807-7272 FAX 6807-7744

○LITALICOジュニア 西日暮里教室

所在地 西日暮里5-2-19 リレント第2西日暮里6階

電 話 5615-5317 FAX 5615-5318

○コペルプラス 西日暮里教室

所在地 西日暮里5-33-1 西川ビル2階

電 話 5604-5641 FAX 6806-6310

○てらびあぼけっと

所在地 西日暮里6-23-4 光ビル1階

電 話 3810-2112 FAX 6800-1603

○ゆうゆうらいふプラス荒川 ※重症心身障がい児対象

所在地 荒川3-21-2 モア・クレスト荒川公園シェール館102号

電 話 5604-5565 FAX 5604-5565

○poco a poco 荒川教室

所在地 荒川6-28-10 KIビル101号

電 話 6807-6531 FAX 6807-6532

○TAKUMI南千住

所在地 南千住6-57-11 CASAS GARDEN 1階

電 話 5604-9330 FAX 5604-9382

○療養通所それいゆ ※重症心身障がい児対象

所在地 東尾久3-19-6

電 話 6458-2890 FAX 5855-3745

○にこにこハート

所在地 西尾久7-37-13 飯村ビル1階

電 話 6807-7745 FAX 6807-6219

○リエゾン町屋

所在地 荒川7-21-1 イーストヒル町屋はいから館202号

電 話 6806-6025 FAX 6806-6025

○ウィズユー南千住

所在地 南千住7-31-3 南千住7丁目ハイツD棟121号室

電 話 5804-5160 FAX 5604-5250

放課後等デイサービス

主に就学児の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

○ハッピーテラス尾久教室

所在地 東尾久4-8-14 鈴木ビル1階

電 話 6807-9361 FAX 6807-9362

○かすみくらぶ

所在地 東日暮里6-29-5 サンハイツ磯山101

電 話 5615-2103 FAX 5615-2154

○スマイルスイッチON

所在地 東日暮里6-45-3 ハイウエストビル2階

電 話 6806-8028 FAX 6806-8029

○わいわいプラス荒川教室

所在地 町屋5-5-19 コーポアポロン1階

電 話 6807-7335 FAX 6807-7336

○アトリエ LOP

所在地 荒川4-8-1-101 アルビオン宮地

電 話 6458-3270 FAX 6458-3273

○スキップランド 町屋

所在地 荒川5-40-1

電 話 6807-9482 FAX 6807-9483

○つばめクラブ 児童デイサービス

所在地 荒川6-61-1 ヒロマチヤ101号室

電 話 6807-6239 FAX 6807-6239

○放課後等デイサービス ハート

所在地 西尾久7-5-11 マンションシリウスオグ1階

電 話 6807-6533 FAX 6807-9787

○ゆうゆうらいふプラス荒川 ※重症心身障がい児対象

所在地 荒川3-21-2 モア・クレスト荒川公園 シェール館102号

電 話 5604-5565 FAX 5604-5565

○ラルゴ KIDS 荒川

所在地 西尾久6-14-2

電 話 6807-9335 FAX 6807-9336

○放課後等デイサービス あんプラス三河島

所在地 荒川4-2-2 2階

電 話 6458-3866 FAX 6458-3867

○ZIPPYKIDS ANNEX荒川

所在地 東尾久3-6-8 2階

電 話 6240-8276 FAX 3895-7874

○TAKUMI南千住

所在地 南千住6-57-11 CASAS GARDEN 1階

電 話 5604-9330 FAX 5604-9382

○療養通所それいゆ ※重症心身障がい児対象

所在地 東尾久3-19-6

電話 6458-2890 FAX 5855-3745

○放課後等デイサービス あんプラス三ノ輪

所在地 南千住1-19-1

電話 6806-8208 FAX 6806-8218

○がじゅまるくらぶ

所在地 東尾久1-31-9-101

電話 5901-1015 FAX 5901-1016

○にこにこハート ※重症心身障がい児対象

所在地 西尾久7-37-13 飯村ビル1階

電話 6807-7745 FAX 6807-6219

○ZIPPYKIDS ANNEX町屋

所在地 荒川7-14-9 2階

電話 5604-5531 FAX 5604-5531

○ウィズユー南千住

所在地 南千住7-31-3 南千住7丁目ハイツD棟121号室

電話 5804-5160 FAX 5604-5250

保育所等訪問支援事業

保育園や幼稚園等の集団生活を営む施設を訪問し、集団生活の適応に課題のある児童に対して支援を行うとともに、訪問先施設のスタッフに対して支援方法を指導するなど専門的な支援を行います。

○区立心身障害者福祉センター(荒川たんぽぽセンター)

所在地 荒川1-53-20

電話 3891-6824 FAX 3807-8483

11 あんしんを持ち歩く「ヘルプカード」と「ヘルプマーク」

「ヘルプカード」……困ったときに手助けを求めるためのカードです

「ヘルプカード」は、これまで「あらかわ安心カード」に寄せられた様々なご意見をもとに、さらに使いやすい、より手助けを受けやすいよう、「あらかわ安心カード」をリニューアルしたものです。

東京都の標準様式を使用していますので、周囲の人にもよりわかりやすくなりました。

「手助けしてほしいこと」を記入して、障がいのある方などが持ち歩くことにより、災害時や緊急時など、「ヘルプカード」を使って周囲の人に手助けを求めることができます。

(1)対象

障害福祉サービスを受けている方をはじめ、難病の方、発達障がいなどの診断を受けている方など、自分から「困っている」と伝えることが困難な方。

※障害者手帳の有無は問いません

(2)配布場所

荒川区役所1階 障害者福祉課
窓口、荒川たんぽぽセンター、
アクロスあらかわ、支援センター
アゼリア

(3)形と大きさ

四つ折りのカードで、たたむと
運転免許証ほどの大きさになります。

記入例

(おもて)

(う ら)

あなたの支援が必要です。

ヘルプカード



荒川区

ふりがな	あらかわ	たろう
氏 名	荒川 太郎	
住 所	荒川区荒川●-●-●	
電 話	03-XXXX-XXXX	
障がい 病 名	肢体不自由・知的障がい	
生年月日	19XX年 ●月●●日	血液型 A 型

緊急時の 連絡先①	氏 名	荒川 花子 本人との関係(母)
	電 話	090-XXXX-XXXX
緊急時の 連絡先②	氏 名	荒川 一郎 本人との関係(父)
	電 話	090-XXXX-XXXX
所 属 (※作業所など)	■ ■ 作業所	
	電 話	03-XXXX-XXXX

「ヘルプカード」とは

- 障がいのある方などが困ったときに、周りの方に手助けをお願いするためのカードです。
- 手助けが必要な時に、カードを開いてください。

【発行元】荒川区福祉部障害者福祉課
電話:03-3802-3111 内線2681

かかりつけ医 (病名・電話)	●●病院 03-XXXX-XXXX ■■■医院 03-XXXX-XXXX
服 薬 (薬・量)	・△△△ 朝・昼・夕 食後1錠ずつ ・○○○ ～の症状があるとき1日につき2錠まで

支援が必要なこと	
コミュニケーション	簡単な言葉で説明してください。
トイレ	洋式トイレを使用。介助が必要。
移動	介助用車いす利用
医療	人工呼吸器
食事	刻み食。介助が必要

苦手なこと・配慮してほしいこと	
・慣れない場所や人がたくさんいる場所ではパニックになることがあります。 パニックになった時は静かな場所へ誘導してください。	
・卵アレルギーがあります。	

その他(自由記載欄)	
・服薬中の薬は赤いポーチの中に入っています。	

記入日:20●●年 ●●月 ● 日

問合せ

障害者福祉課庶務係 内線 2681

「ヘルプマーク」……援助が必要な方のためのマークです

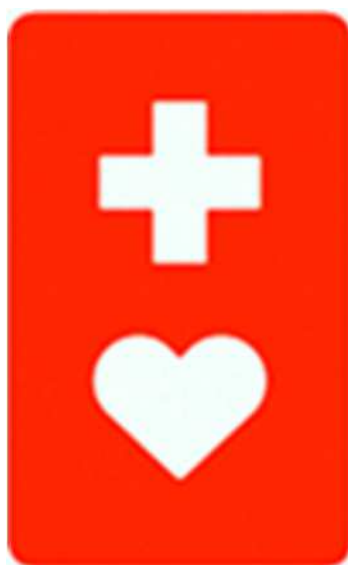
「ヘルプマーク」は、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、配慮を必要としていることを周囲の方に知らせることで、援助が得やすくなるように作成されたマークです。

(1)対象

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方。

(2)配布場所

- 荒川区役所1階 障害者福祉課、荒川たんぽぽセンター(荒川区民に限る)
- 都営地下鉄各駅の駅務室
(押上駅、目黒駅、白金台駅、白金高輪駅、新宿線新宿駅を除く)
- 多摩モノレール(多摩センター駅、中央大学・明星大学駅、高幡不動駅、立川南駅、立川北駅、玉川上水駅、上北台駅)の駅務室(一部時間帯を除く)
- 東京都心身障害者福祉センター(多摩支所を含む)
- 都立病院
- 公益財団法人東京都保健医療公社の病院等



〈 問合せ 〉 障害者福祉課庶務係 内線 2681

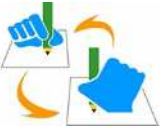
12 障がいに関するシンボルマーク

障がいに関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものを紹介します。

各マークの詳細や使用方法などについては、各団体にお問い合わせください。

	障害者のための国際シンボルマーク 障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 ※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。 < 問合せ > 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 電話 5273-0601 FAX 5273-1523
	盲人のための国際シンボルマーク 世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 < 問合せ > 社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 電話 5291-7885
	身体障害者標識(身体障害者マーク) 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。 < 問合せ > 警視庁 電話 3581-4321(代)
	聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク) 政令で定める程度の聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。 < 問合せ > 警視庁 電話 3581-4321(代)

	耳マーク 聴覚に障がいがあることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障がい者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。 < 問合せ > 一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 電話 3225-5600 FAX 3354-0046
	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障がいのある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。 < 問合せ > 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 電話 5253-1111 (代) FAX 3503-1237
	オストメイトマーク オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障がいのある障がい者のことをいいます。 このマークは、オストメイトのための設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています（JIS Z8210）。 < 問合せ > 公益社団法人 日本オストミー協会 電話 5670-7681 FAX 5670-7682
	ハート・プラスマーク 「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある方は外見からはわかりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。 < 問合せ > 特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 URL http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/
	ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS Z8210）。 < 問合せ > 東京都福祉保健局 障害者施策推進部計画課 社会参加推進担当 電話 5320-4147 FAX 5388-1413

	「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 < 問合せ > 岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課 電話 058-214-2138 FAX 058-265-7613
	手話マーク 聴覚に障がいのある方が、手話でのコミュニケーションの配慮を求める場合に提示されるマークです。 又、自治体、民間施設、交通機関の窓口などで、手話での対応が可能であることを示すマークとしても使用されています。 < 問合せ > 一般財団法人全日本ろうあ連盟 電話 3268-8847 FAX 3267-3445
	筆談マーク 聴覚や音声言語機能等に障がいのある方などが、筆談でのコミュニケーションの配慮を求める場合に提示されるマークです。 又、自治体、民間施設、交通機関の窓口などで、筆談での対応が可能であることを示すマークとしても使用されています。 < 問合せ > 一般財団法人全日本ろうあ連盟 電話 3268-8847 FAX 3267-3445

障がい者のしおり

令和6年8月発行

登録(06)0037号

**発行・編集 荒川区福祉部障害者福祉課
〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号
電話 03(3802)3111(代表) 内線2685
FAX 03(3802)0819**